

処 分 基 準 整 理 票

処分名	放置自動車の移動、保管費用の請求	
根拠法令名	大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	(条項) 第19条第1項
基準法令名	大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	(条項) 第19条第1項
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	
<p>【処分基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[放置自動車の移動、保管費用の請求の基準]</p> <p>放置自動車の移動、保管費用の請求は、大津市が大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第12条第1項の規定により放置自動車の移動、保管した場合に、所有者等に対し行う。</p>		

参考

[根拠法令] [基準法令]

大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

第19条 市長は、第12条第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、所有者等に対し、その移動及び保管に要した費用を請求することができる。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。